

政令第三百十八号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の三及び第一号の六中「第二号フ」を「第一号の二、第二号フ」に改める。

別表第二の三第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前号に掲げる貨物を除く。）

イ 軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質

ロ 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置

(1) 反応器

(2) 貯蔵容器

- (3) 熱交換器及び凝縮器
 - (4) 蒸留塔及び吸収塔
 - (5) かくはん機
 - (6) 弁
 - (7) ポンプ及びその部分品
 - (8) 局所排気装置
 - (9) 化学物質の分析又は検知に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置
 - (10) 電解槽及びその部分品
 - (11) 圧縮機
- ハ 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品
- (1) 物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品
 - (2) 発酵槽
 - (3) 遠心分離機

(4) 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置

(5) 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置

別表第二の三第二号中「前号」を「前二号」に改め、同表第二号の二中「前二号」を「前三号」に改め、同表第三号中「前三号」を「前各号」に改める。

附 則

この政令は、令和四年十月七日から施行する。

改正案	現行
<p>（輸出の承認）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出</p> <p>一の二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出</p> <p>一の三 別表第二の三（<u>第一号の二</u>、<u>第二号フ</u>からモまで、<u>第二号の二及び第三号を除く。</u>）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出</p> <p>一の四 別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の一、二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とする輸出</p> <p>一の五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第二項第二号へにおいて同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（</p>	<p>（輸出の承認）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出</p> <p>一の二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出</p> <p>一の三 別表第二の三（<u>第二号フ</u>からモまで、<u>第二号の二及び第三号を除く。</u>）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出</p> <p>一の四 別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の一、二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とする輸出</p> <p>一の五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第二項第二号へにおいて同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（</p>

三四の項を除く。) 中欄に掲げる貨物を除く。) の輸出
一の六 ベラルーシを仕向地とする貨物(別表第二(三四の項を除く。)) 中欄及び別表第二の三(第一号の二、第二号フからモまで、第二号の二及び第三号を除く。) に掲げる貨物を除く。) の輸出(経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)

一の七 ロシアを仕向地とする貨物(別表第二(三四の項を除く。)) 中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。) の輸出(経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)

二 (略)

2・3 (略)

別表第二の三(第二条、第四条関係)

一 別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物

一の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの(前号に掲げる貨物を除く。)

イ 軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質

ロ 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置

(1) 反応器

(2) 貯蔵容器

(3) 熱交換器及び凝縮器

(4) 蒸留塔及び吸収塔

(5) かくはん機

三四の項を除く。) 中欄に掲げる貨物を除く。) の輸出
一の六 ベラルーシを仕向地とする貨物(別表第二(三四の項を除く。)) 中欄及び別表第二の三(第二号フからモまで、第二号の二及び第三号を除く。) に掲げる貨物を除く。) の輸出(経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)

一の七 ロシアを仕向地とする貨物(別表第二(三四の項を除く。)) 中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。) の輸出(経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)

二 (略)

2・3 (略)

別表第二の三(第二条、第四条関係)

一 別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物

(新設)

- (6) 弁
- (7) ポンプ及びその部分品
- (8) 局所排気装置
- (9) 化学物質の分析又は検知に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置
- (10) 電解槽及びその部分品
- (11) 圧縮機
- ハ 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品
- (1) 物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品
- (2) 発酵槽
- (3) 遠心分離機
- (4) 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置
- (5) 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置
- 二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）
- イ 〰モ (略)
- 二の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。）
- イ 〰チ (略)
- 三 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前各号に掲げる貨物を除く。）
- イ 〰ツ (略)

- 二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前号に掲げる貨物を除く。）
- イ 〰モ (略)
- 二の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）
- イ 〰チ (略)
- 三 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前各号に掲げる貨物を除く。）
- イ 〰ツ (略)